企業法務中心の法律事務所「長瀬総合法律事務所」主催

茨城県の社会保険労務士様向け 労働問題研究会

働き方改革
2020年 2月7日(金)・2月14日(金)

固定残業代
2020年 5月15日(金)・5月22日(金)

いずれも牛久と水戸にて開催いたします。詳しい日時と会場は裏面をご覧ください。

長瀬総合法律事務所では、社会保険労務士の先生との連携強化のため、労働問題研究会を開催しております。これまでも多くの先生にご参加いただき、ご高評いただきました。

«長瀬総合法律事務所の労働問題研究会の特徴»

使用者側に特化し、企業法務に注力する弁護士が時流に沿った労働問題をテーマに取り上げます！少人数での参加形式のため、気軽に質問ができ、理解が深まります。顧問先へのサービス向上や、先生方の自己研鑽のために、一緒に実務研究をしませんか。研究会終了後には懇親会も予定しております。皆さまのご参加、心よりお待ちしております。

※　研究会の内容、講師に関する情報は裏面をご覧ください。

■時間：各日程とも16時00分～18時00分

■参加費：2,000円（顧問先様は無料）

■場所：弁護士法人長瀬総合法律事務所　会議室

・牛久本部（JR牛久駅「東口」より徒歩1分）

・水戸支所（JR水戸駅「南口」より徒歩5分）

お申込みは下記を記載のうえFAXで送信下さい。牛久FAX：050-3606-1611　水戸FAX：050-3606-1998

貴事務所名		参加者名	
メールアドレス	@		
	定期セミナー等のご案内（メールマガジン登録）を希望する　□		
ご住所		電話番号	
参加セミナー	□ 働き方改革（2月　7日・牛久本部） □ 固定残業代（5月15日・牛久本部）	□ 働き方改革（2月14日・水戸支所） □ 固定残業代（5月22日・水戸支所）	
懇親会の出欠	□ 参加を希望（ご予算：5,000円）　□ 参加はしない		

社会保険労務士様対象

労働問題研究会

働き方改革

2020年 2月17日(金) 16時～18時 牛久本部
2020年 2月14日(金) 16時～18時 水戸支所

2020年4月1日からはついに中小企業でも時間外労働の上限規制が始まります。中小企業にとっても対応は待ったなしの状況となりました。本会では、改めて働き方改革についての概要を復習し、対応すべき留意点についてお伝えします。

固定残業代

2020年 5月15日(金) 16時～18時 牛久本部
2020年 5月22日(金) 16時～18時 水戸支所

平成30年7月19日に「手当方式による固定残業代の支払い」に関する最高裁判決が言い渡されました。本会では、今回の判決を振り返るとともに、就業規則を作成する際に、固定残業代について「基本給に組込む方式」と「手当として支給する方式」の留意点をお伝えします。

弁護士　長瀬　佑志（茨城県弁護士会所属）

2006年　東京大学法学部　卒業
2007年　司法研修所　入所
2008年　司法研修所　修了
　　第二東京弁護士会に弁護士登録
　　西村あさひ法律事務所　入所
2009年　茨城県弁護士会に弁護士登録変更
　　水戸翔合同法律事務所　入所
2013年　長瀬総合法律事務所　開設

■ 執筆・メディア実績

・新版 若手弁護士のための初動対応の実務
・現役法務と顧問弁護士が実践しているビジネス契約書の読み方・書き方・直し方
・現役法務と顧問弁護士が書いた契約実務ハンドブック（いずれも日本能率協会マネジメントセンター）
・レミングスの夏（著作：竹吉優輔）の法律監修を担当
・女性セブン、サンデー毎日、週刊ポスト、弁護士ドットコム等雑誌へのコメントも多数掲載

セミナーに関するお問い合わせは以下までご連絡ください。
（牛久本部）TEL 029-875-8180　FAX 050-3606-1611
（水戸支所）TEL 029-291-4111　FAX 050-3606-1998
（セミナー情報）http://nagasesogo.com/

弁護士法人
長瀬総合法律事務所

右記の企業法務サイト内で、社労士の皆様に役立つ法律コラムを定期配信しております。是非ご覧ください。